

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	サン・スポーツランド美唄の原状回復費用の徴収	
根拠法令(例規)及び条項	サン・スポーツランド美唄条例第14条第2項	
法令(例規)番号	昭和62年10月1日条例第15号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>条例第14条第2項の規定による。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第14条 使用者は、スポーツランドの使用を終えたとき、使用を停止されたとき、又は使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復し、これを返還しなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、その費用は、使用者から徴収する。</p> <p>※条例第17条に規定する読替規定により、条例第14条中の「使用者」は「利用者」に、「使用」は「利用」に、「承認」は「許可」にそれぞれ読み替える。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	サン・スポーツランド美唄の使用承認の取消し等	
根拠法令(例規)及び条項	サン・スポーツランド美唄条例第9条第1項	
法令(例規)番号	昭和62年10月1日条例第15号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 前項によって生じた使用者の損害については、教育委員会は賠償の責めを負わない。</p> <p>※条例第9条第1項各号の規定のほか、「公益上又はサン・スポーツランド美唄の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき」による。</p> <p>※条例第17条に規定する読替規定により、条例第9条の見出し中の「使用承認」は「利用許可」に、同条第1項中の「教育委員会」は「指定管理者」に、「使用」は「利用」に、「承認」は「許可」に、「使用者」は「利用者」にそれぞれ読み替える。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	市営温水プールの原状回復費用の徴収	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市営温水プール条例第13条第2項	
法令(例規)番号	昭和46年10月5日条例第22号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>条例第13条第2項の規定による。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。</p> <p>※条例第15条の2の読替規定により、条例第13条第2項中の「使用者」は「利用者」に読み替える。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	市営温水プールの使用承認の取消し等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市営温水プール条例第12条第1項	
法令(例規)番号	昭和46年10月5日条例第22号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、又は停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 前項によって生じた使用者の損害については、教育委員会は賠償の責を負わない。</p> <p>※条例第12条第1項各号の規定のほか、「公益上又は温水プールの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき」による。</p> <p>※条例第15条の2の読替規定により、条例第12条見出し中の「使用承認」は「利用許可」に、同条第1項中の「教育委員会」は「指定管理者」に、「使用」は「許可」に、「承認」は「許可」に、「使用者」は「利用者」にそれぞれ読み替える。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	学校施設利用の許可の取消し等	
根拠法令(例規)及び条項	学校施設開放事業に関する規則第8条第1項	
法令(例規)番号	昭和49年5月1日教育委員会規則第5号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>規則第8条第1項各号の規定による。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 教育委員会は、施設等の利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の許可をせず、又は取消し、若しくは停止をすることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。</p> <p>(2) 施設等を毀損又は滅失するおそれのあるとき。</p> <p>(3) この規則に違反したとき。</p> <p>(4) その他運営上適当と認め難いとき。</p> <p>2 前項によって生じた利用者の損害については、教育委員会は賠償の責を負わない。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア) 処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	市営弓道場の使用承認の取消し等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市営弓道場条例施行規則第4条	
法令(例規)番号	平成18年10月10日教育委員会規則第12号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、弓道場の使用の承認の条件を変更し、又は停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 建物及び附帯設備、その他備品をき損、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他弓道場の管理運営上不適当と認められるとき。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	総合体育館の原状回復費用の徴収	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市総合体育館条例第16条第2項	
法令(例規)番号	平成19年10月1日条例第33号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>条例第16条第2項の規定による。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第16条 使用者は、総合体育館の使用を終えたとき、使用を停止されたとき又は使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復し、これを返還しなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、その費用は、使用者から徴収する。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	総合体育館の使用承認の取消し等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市総合体育館条例第9条第1項	
法令(例規)番号	平成19年10月1日条例第33号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>条例第9条第1項各号の規定による。</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は総合体育館の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>2 前項によって生じた使用者の損害については、教育委員会は賠償の責めを負わない。</p> <p>※条例第19条に規定する指定管理者に関する読替規定により、条例第9条第1項中の「教育委員会」は「指定管理者」に読み替える。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	体育センターの原状回復費用の徴収	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市体育センター条例第16条第2項	
法令(例規)番号	平成19年10月1日条例第32号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>条例第16条第2項の規定による。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第16条 使用者は、体育センターの使用を終えたとき、使用を停止されたとき又は使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復し、これを返還しなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、その費用は、使用者から徴収する。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	体育センターの使用承認の取消し等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市体育センター条例第9条第1項	
法令(例規)番号	平成19年10月1日条例第32号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>条例第9条第1項各号の規定による。</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は体育センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>2 前項によって生じた使用者の損害については、教育委員会は賠償の責めを負わない。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	市営野球場の原状回復費用の徴収	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市営野球場条例第13条第2項	
法令(例規)番号	平成18年10月10日条例第38号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>条例第13条第2項の規定による。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 使用者は、野球場の使用を終えたとき、使用を停止されたとき、又は使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、その費用は、使用者から徴収する。</p> <p>※条例第16条に規定する読替規定により、条例第13条中の「使用者」は「利用者」に、「使用」は「利用」に、「承認」は「許可」にそれぞれ読み替える。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	市営野球場の使用承認の取消し等
根拠法令(例規)及び条項	美唄市営野球場条例第8条第1項
法令(例規)番号	平成18年10月10日条例第38号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係
処 分 基 準	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>※条例第8条第1項各号の規定のほか、「公益上又は野球場の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき」による。</p> <p>※条例第16条に規定する読替規定により、条例第8条の見出し中の「使用承認」は「利用許可」に、同条第1項中の「教育委員会」は「指定管理者」に、「使用」は「利用」に、「承認」は「許可」に、「使用者」は「利用者」に、「使用承認」は「利用許可」にそれぞれ読み替える。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	市営陸上競技場の原状回復費用の徴収	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市営陸上競技場条例第13条第2項	
法令(例規)番号	平成18年10月10日条例第39号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>条例第13条第2項の規定による。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 使用者は、陸上競技場の使用を終えたとき、使用を停止されたとき、又は使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、その費用は、使用者から徴収する。</p> <p>※条例第16条に規定する読替規定により、第13条第2項中の「使用者」は「利用者」に読み替える。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年4月1日作成)

処 分 名	市営陸上競技場の使用承認の取消し等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市営陸上競技場条例第8条第1項	
法令(例規)番号	平成18年10月10日条例第39号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>※条例第8条第1項各号の規定のほか、「公益上又は陸上競技場の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき」による。</p> <p>※条例第16条に規定する読替規定により、第8条第1項中の「使用承認」は「利用許可」に、「教育委員会」は「指定管理者」に、「使用」は「利用」に、「承認」は「許可」に、「使用者」は「利用者」にそれぞれ読み替える。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略	

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	使用の取消し等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市コミュニティセンター設置条例施行規則第 6 条	
法令(例規)番号	昭和 58 年 3 月 22 日規則第 3 号	
関 係 条 項	美唄市コミュニティセンター設置条例施行規則第 2 条、第 7 条	
所 管 課 係 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請内容に偽りがあり、美唄市コミュニティセンター設置条例施行規則第 2 条各号に定める使用の範囲を逸脱していると判断される場合 2 次の各号に該当する事業であることが、申請後判明した場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公益を害し、またはコミュニティセンターの秩序を乱すおそれがある場合 (2) コミュニティセンターの利用者又は地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかな場合 (3) 酒宴を伴う行事である場合 (4) 営利を目的とした物品の販売を主とする場合 (5) 重量物を搬入し、施設設備を損傷するおそれがある場合 (6) 政治、宗教活動に係る行事であることが判明した場合 (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団及び同条第 6 条に規定する暴力団員の利益になると判明した場合 3 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—弁明の機会の付与又は省略	

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	指定文化財の現状変更の取消し等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市文化財保護条例第 12 条第 3 項	
法令(例規)番号	昭和 44 年 3 月 31 日条例第 8 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	(美唄市文化財保護条例第 12 条第 3 項で判断基準が規定されているため、設定しない。)
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述の手続—弁明の機会の付与	

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	入所の拒否等	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市放課後児童施設条例施行第 6 条第 2 項	
法令(例規)番号	平成 3 年 3 月 30 日教育委員会規則第 1 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>1 美唄市放課後児童施設条例施行規則第 6 条第 1 項の各号のいずれにも該当しない児童について、入所を拒否する。</p> <p>2 法で定める感染症または悪質な疾患にかかっていることが明らかな児童について、入所を拒否する。</p> <p>3 心身の異常、その他保育施設において保育することが不適當または困難と認められた児童について、入所を拒否する。</p> <p>(経過措置として現在適用せず、児童の育成上安全が確保できる範囲で入所を認める。)</p> <p>4 入所児童が、定員に達しているときは、入所を拒否する。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—弁明の機会の付与	

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	退所の処理	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市放課後児童施設条例施行規則第 10 条第 2 項	
法令(例規)番号	平成 3 年 3 月 30 日教育委員会規則第 1 号	
関 係 条 項	美唄市放課後児童施設条例施行規則第 6 条第 2 項	
所 管 課 係 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>1 入所途中で、入所を承認した理由が消滅したときは、退所させることができる。</p> <p>2 正当な理由が無く 1 か月以上欠席したときは、退所させることができる。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—弁明の機会の付与	

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	利用の制限	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市立図書館条例施行規則第 4 条	
法令(例規)番号	平成 13 年 4 月 25 日教育委員会規則第 6 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	次に掲げるものについては、館長は図書館資料の利用を制限又は禁止する。 (1) 風紀、静粛を乱すもの (2) 館内設備をき損又は亡失したもの (3) 伝染性疾患のあるもの (4) 係の指示又は注意に従わないもの
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述の手続—省略	

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	貸出の不許可	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市立図書館条例施行規則第 12 条	
法令(例規)番号	平成 13 年 4 月 25 日教育委員会規則第 6 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	図書館資料の返納義務を怠った者については、個別具体的に期間を定め貸出の許可をしない。
	処分基準の未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述の手続一省略	

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	使用承認の取消し等	
根拠法令(例規)及び条項	安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄条例第 11 条	
法令(例規)番号	平成 4 年 6 月 30 日条例第 21 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>(安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄条例第 11 条で判断基準が規定されているため、設定しない。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用の承認の条件に違反したとき。 2 この条例又は安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄条例施行規則に違反したとき。 3 使用承認申請書の記載事項に偽りがあったとき。 4 公益上又は管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続一弁明の機会の付与又は省略	

不利益処分 of 処分基準

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	原状回復費用の徴収	
根拠法令(例規)及び条項	安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄条例施行規則第 4 条第 2 項	
法令(例規)番号	平成 18 年 3 月 28 日教育委員会規則第 6 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
処 分 基 準	基 準	<p>使用者が使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用を取消されたときに、その使用場所を原状に回復しなかった場合に、教育委員会が使用者に代わり原状回復を行ったとき、その費用を使用者から徴収する。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続一省略	